１０月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和８年 10 月 20 日（火）　午前 10 時から	
開催場所	奈良市役所　中央棟地下１階　Ｂ１会議室	
出 席 者	委員	垣見教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計５人出席】
	事務局	槇野課長補佐、谷埜
	理事者	若林教育部長、牧野教育部次長、土田教育部次長、小林教育政策課長、安井教育総務課長、宮﨑文化財課長、西村学校教育課長、杉田いじめ防止生徒指導課長、中口教育支援課長、清水一条高等学校事務長、岡医療政策課長補佐
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議　　題	１　議案 議案第 25 号　奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について 議案第 26 号　奈良市文化財保護審議会臨時委員の委嘱について 議案第 27 号　奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則の一部改正について 議案第 28 号　奈良市立看護専門学校学則の一部改正について ２　その他報告事項 その他報告事項（１）　奈良市立学校におけるいじめ重大事態の調査開始について非公開	
決定取り纏め事項	１　議案 議案第 25 号　奈良市文化財保護審議会委員の委嘱については、原案どおり可決した。 議案第 26 号　奈良市文化財保護審議会臨時委員の委嘱については、原案どおり可決した。 議案第 27 号　奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則の一部改正については、原案どおり可決した。	

	議案第 28 号	奈良市立看護専門学校学則の一部改正については、原案どおり可決した。
	2　その他報告事項 その他報告事項（１）	奈良市立学校におけるいじめ重大事態の調査開始については、報告を受けた。
担 当 課	教育政策課	

議事の内容

○教育長

10 月の定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

○教育部長

教育長。本日、医療政策課長が欠席しておりますので、その代わりの者といたしまして、岡医療政策課長補佐を出席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○教育長

はい。ではまず本日の資料について事務局の方から説明をお願いします。

○事務局

本日の資料につきましては既にお配りしているとおりでございます。なお、その他報告事項（１）の資料につきましては、会議終了後に回収させていただきます。

○教育長

本日は委員全員が出席しており委員会は成立しております。ただいまより 10 月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は私と新井委員です。よろしくお願いいたします。

次に会議録の確認です。９月定例教育委員会会議の署名委員は柳澤委員でした。柳澤委員よろしいでしょうか。

○柳澤委員

結構です。

○教育長

それでは、傍聴者がおられませんので案件に入らせていただきます。本日の案件は議案４件、その他報告事項１件の計５件となっております。なお前月使用承認いたしました後援名義は 22 件でしたのでご報告させていただきます。また本日の案件のうち、その他報告事項（１）につきましては奈良市情報公開条例第７条第２号に該当する事項が含まれるため非公開の案件として審議すべきであると思いますがよろしいでしょうか。

○各委員
異議なし。

○教育長
異議なしと認めます。よってその他報告事項(１)は非公開として進めさせていただきます。なお、その他報告事項（１）は関係理事者のみでの審議とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
ではまず公開案件から始めさせていただきます。議案第 25 号「奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について」、文化財課長より説明をお願いいたします。

○文化財課長
お手元の資料をご覧ください。現在、奈良市文化財保護審議会条例第３条第３項及び第４条の規定によりまして、12 名の委員を委嘱しておりますが、令和８年 10 月 31 日付で任期満了となります。つきましては、資料にございます 11 名の委員の方を次期委員の候補として挙げさせていただきます。なお、今回の委嘱期間は、従前どおり２年で、令和８年 11 月１日から令和 10 年 10 月 31 日までございます。委員候補は現在 11 名でございますが、再任の方が９名いらっしゃいます。また、今期限りで退任される方が３名いらっしゃいます。美術工芸分野担当の鈴木先生、民俗文化財分野担当の浦西先生、史跡分野担当の舘野先生、以上の３名でございます。この３名に関しましては、75 歳以上の選任を避けるという附属機関等の設置運営指針を踏まえ、今期限りの退任とさせていただいております。美術工芸分野から鈴木先生の後任といたしまして神田先生、民俗文化財分野から浦西先生の後任といたしまして齊藤先生に新たに委員になっていただきます。
なお、舘野先生のご後任につきましては、現在の委員の中で分野が史跡分野の委員の方が複数いらっしゃいますので、今回史跡分野から後任は選任しない方向で考えております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長
ありがとうございました。委員については 15 人以内ということですが、それぞれの専門分野で重複するところがあるということと、必要な区分での定員を満たしているという説明でございました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。
それでは、ご意見がないようですので、議案第 25 号「奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。

○各委員
異議なし。

○教育長
異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は原案どおり可決いたしました。
続きまして議案第 26 号「奈良市文化財保護審議会臨時委員の委嘱について」、文化財課長より引き続き説明をお願いいたします。

○文化財課長

奈良市文化財保護審議会条例第３条第３項の規定に基づきまして、別紙のとおり奈良市文化財保護審議会臨時委員を委嘱しようとするものでございます。お手元の資料をご覧ください。

委嘱させていただきます委員は舘野和己先生で、奈良女子大学名誉教授で専門は古代史でございます。臨時委員の任期は委嘱日の令和８年 11 月１日から「当該特別の事項に関する調査審議が終了するまで」と条例第４条第２項で明記されておりますので、委嘱期間につきましてはそれに則っております。舘野先生につきましては、文化財保護審議会の委員で史跡担当で、現在も同審議会、史跡名勝天然記念物保存活用部会（史跡大安寺旧境内部会）に関しまして審議いただいております。10 月 31 日の任期満了により、審議会の委員は退任されますが、史跡大安寺旧境内の整備におきまして、古代史の専門家でございます舘野先生から引き続き指導を賜る必要があるとの認識でございまして、舘野先生を奈良市文化財保護審議会臨時委員の候補とさせていただきたく存じます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長

それではこの件に関しまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

○柳澤委員

議案そのものには賛成という趣旨で発言させていただきます。奈良市文化財保護審議会条例が示されているんですけれども、聞きたいのは、委員と臨時委員と部会との関係です。審議会に臨時委員を置くことができますので、審議会を開催するときの定足数にはこの臨時委員が入ると理解したらいいのでしょうか。それとも、部会については、実際に審議会委員メンバーと、それ以外の方が含まれているという作りになっているんですけれども、この臨時委員の立場は正規の審議会のメンバーだと理解をしたらいいのかということです。第７条にある「部会」の運営・運用についての定めが見えないので、第９条の「必要な事項」は会長が別に定めた規定等があるのかどうか、教えてください。

○文化財課長

審議会の委員と部会の委員につきまして、審議会の委員に部会の委員が直結するわけではございません。当然メンバーが違うこともあります。部会はより実務的に議論する場でございまして、「奈良市文化財保護審議会 史跡名勝天然記念物保存活用部会要綱」に則って、定めておるものでございます。ですから、その部会の要綱につきましては奈良市文化財保護審議会条例第７条の規定に基づいて、史跡名勝天然記念物保存活用部会に関しまして必要な事項を定めることを目的として位置付けているものでございます。以上でございます。

○柳澤委員

もう一度確認なんですけれども、この臨時委員の方は審議会メンバーだという趣旨でよろしいですか。ただ舘野先生は、正規の委員は降りるが、部会のメンバーには必要な

ので、お願いするという話ですか。舘野先生は改めて文化財審議会にご出席されるという権限・責任等が生じていますかという質問です。

○文化財課長

失礼いたしました。審議会の委員は 10 月末で退任されます。もともと審議会では史跡のご担当だったんですが、史跡大安寺旧境内の位置付けから考えまして、古代史、文献の専門性を非常に重要視しております。そのことから、今後も関わっていただきたいということでお願いしているところでございます。

○教育長

文化財保護審議会があって、それを円滑に進めるために、より専門的な部会があって専門家が集められているということなので、審議会から諮問されて調べるという位置付けでいいのかどうかということと、75 歳という年齢は、審議会に対してかかるべき条件であって部会については影響しないのか、その点が明記されているのか、通例でそうなっているのかをご説明いただきたいです。

○文化財課長

説明が至らず申し訳ございません。その要綱は文化財保護審議会に関わるものでございます。それから 75 歳以上という点について、部会につきましては年齢的な制限は設けておりません。実務優先で議論いただいてる場でございます。以上でございます。

○教育長

よろしいですか。他ございますでしょうか。

○梅田委員

今のご説明からいきますと、部会のメンバーのところに「区分」と書いていただいていますけれども、この「区分」は審議会で書かれている「区分」と、同じ「区分」という言葉は使ってありますけれども、部会における区分は先ほどの言葉を借りますと、より実務的に調査を進めるということから考えて、区分が位置付けられていると捉えればよろしいでしょうか。

○文化財課長

部会では専門性を重視して、審議会の区分よりもさらに具体的に区分を設定しております。部会における委員の区分に明記しておりますように、より専門的に議論いただくという位置づけで選任させていただいております。以上でございます。

○教育長

他ございますでしょうか。

それではご意見がないようですので、議案第 26 号「奈良市文化財保護審議会臨時委員の委嘱について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。

○各委員
異議なし。

○教育長
異議なしと認めます。よって議案第 26 号は原案どおり可決いたしました。
続きまして議案第 27 号「奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則の一部改正について」、一条高等学校事務長より説明をよろしくお願いいたします。

○一条高等学校事務長
一部改正を行う理由といたしましては、国及び県の就学支援金制度の改正により、支援対象世帯が拡大したことを受け、授業料の納付に関する規定を改正します。新たに対象となる国、県の支援制度を就学支援金等として追加し、保護者が申請し認定を受け、奈良市が就学支援金等を受領した場合は、該当月の授業料に充てたものとみなします。また就学支援金等が認定されなかった場合は、教育委員会が定める日までに授業料を納付することとします。改正は令和８年４月１日に遡って適用いたします。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長
それでは、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○柳澤委員
様々な法令等があるので適格という言い方かどうか分かりませんが、ご説明があった就学支援金等が認定されなかった場合、具体的にはどのようなケースが認定されないことになるんでしょうか。

○一条高等学校事務長
ここにもたくさん書かせていただいておりますが、国や県の要綱等で全ての方が無償になるようにされております。まずは既存の法で日本国籍になっている方が対象となっており、そして、それ以外の国籍がない方は、新就学支援金制度で対応していただくことになっています。ただ、910 万円以上の所得制限がございますので、そちらについては県単独の補助金ということで、奈良県国公立高等学校等授業料軽減補助金で、全ての方が対象になるということになっております。

○柳澤委員
ありがとうございました。

○教育長
他にご意見はございますでしょうか。
よろしいですか。それでは、ご意見がないようですので、議案第 27 号「奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則の一部改正について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんでしょうか。

○各委員
異議なし。

○教育長
それでは異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は原案どおり可決いたしました。
続きまして議案第 28 号「奈良市立看護専門学校学則の一部改正について」、医療政策課長補佐より説明をお願いいたします。

○医療政策課長補佐
こちらは法令改正や本校の教育課程カリキュラムの再編に伴い、学則に示す項目について改正、整理を行うものでございます。制定改廃の概要でございますが、１点目の第 11 条関係につきまして、こちらは学校教育法第 125 条第３項に、専修学校の専門課程の入学資格に係る内容に関して、「これに準ずる学力」から「これと同等以上の学力」と改正されたことを受け、本校の入学資格に係る項目について同様に改めるものです。
２点目の第 17 条関係につきまして、こちらは単位認定に必要な出席時間に関する実習について、授業時間の「５分の４以上」から「４分の３以上」に改正するものです。本校では、授業時間の設定にあたり、臨地実習の時間は 45 分をもって１時間としておりますが、10 時間で１日の実習に相当し、時間数が 40 時間の実習科目の場合、実習期間は４日間となります。５分の４の出席時間を確保する場合、40 時間の実習科目で 32 時間の出席時間です。実習期間４日間のうち３日以上の出席が必要となり、病気で１日欠席すると、履修が困難になるという状況が起こるなど、学内での検討課題となっておりました。単位認定に必要な出席時間につきましては、各学校の実情に応じて定めることになり、本来なら全ての時間数を出席することが望ましいところですが、最低限出席を必要とする時間を４分の３へと変更しても、目標とする知識や技術の習得はできるものと考え、この機会に改正するものでございます。
３点目の別表関係につきまして、こちらは看護師養成課程に必要な教育内容や単位数を維持しつつ、学習効果や看護実践力のさらなる向上を目的に、教育課程の変更を行うにあたり、学則に示しております科目名と単位数時間数の改正を行うものでございます。現在のカリキュラムでは２年次までに大体の講義を終え、３年次は臨地実習を中心に行っておりますが、２年次の基礎看護学実習の終了後から３年次の実習開始まで期間が空くため、看護に必要な思考プロセスをどう活用するかという点や、実習データ、実践経験と知識をより深く結びつける方法について検討をしておりました。
そこで、講義と実習をうまく関連づけ、看護実践に必要な知識や判断力、思考力をより効果的に習得できるように、３年次に行う実習科目の一部を２年次に、２年次に行う講義科目の一部を３年次に配置し、実践的な学習を継続できるように教育内容の再構築を考えております。学則の改正箇所としましては新旧対照表にございますとおり、老年看護学実習Ⅰ、成人・老年看護学実習ⅠとⅡを、成人・老年看護学実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲへと変更し、それぞれ２単位 90 時間の科目として整理しております。具体的には３年次の実習として、高齢者施設で行う老年看護学実習Ⅰの一部を他の領域へ整理するほか、成人・老年看護学実習を３科目に再編し、Ⅰは基礎看護学実習の学びをさらに深めるために２年次で治療や回復の過程を学び、Ⅱでは周手術期、Ⅲでは緩和ケアを３年次に実施

するもので、時間数が 120 時間から 90 時間となる科目もありますが、看護実践能力の育成に必要な内容は担保しており、実習目標の到達はできるものと考えております。
　また、地域・在宅看護論実習や小児、母性、精神の各看護学実習では、実習前後の研修時間も加えて、時間数を 80 時間から 90 時間に増やしており、カリキュラム全体の時間数も 30 時間増えて 3,070 時間となります。専門分野の単位数は 68 単位から 67 単位、全ての分野を合計した総単位数は 104 単位から 103 単位へと減っておりますが、看護師養成所の指定要件や看護師国家試験の受験資格に必要な基準は満たしており、今回の変更は学習の連続性による臨床判断力や看護実践力の早期育成を目指し、学習効果を高めるための再編である旨をご理解いただきたいと考えております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長
　それではこの件に関しましてご質問、ご意見ございますでしょうか。

○新井委員
　この書類上に出てくる１単位あたりの時間数が増えていますが、実際に授業をする時間は、総時間数として変化はあるんでしょうか。１時間当たりの実際の授業時間というのは 40 分、実習の場合 45 分という注意書きがあったので、書類上の時間が増えても、実質の授業時間が増えなければ、出席の要件を５分の４から４分の３にする必要性はあるかどうか分からないと思ったので質問しています。実際に先生が授業する時間は増えるんですか。

○医療政策課長補佐
　実際の授業時間としては増えることになっております。

○新井委員
　増えたけれども、学生さんが実質的に受ける量が５分の４の出席時間だとかなり厳しくなるから緩和するという考えでよいのでしょうか。

○医療政策課長補佐
　おっしゃるとおりでございます。

○新井委員
　分かりました。

○教育長
　他にご質問はよろしいですか。

○柳澤委員
　５分の４から４分の３に変更する話ですが、仮に１日お休みになった人は、全て出席した人と比べて成績評価の点では減らすということでよいでしょうか。それとも４日出

席した人も３日出席した人も評点において出席状況は勘案しないのかを教えてください。

○医療政策課長補佐

成績評価の点につきましては、また確認させていただきまして後日ご報告させていただきます。

○柳澤委員

今回は専門学校なので違うかもしれませんが、一般的には実習・演習等の場合には、出席状況の評価をします。大学では出席した点数評価と、試験や面接、ヒアリング等様々な形態で成績を評価するんですけれども、その際に出席状況に応じた評価をカウントしないとなると、結果的には４日目は出なくてもいいんじゃないかという、本来望んでいた教育ポリシーと違う結果が出ないとも限らないので、それに対して何らかの歯止めを設けておられますかという趣旨の質問ですので、後日お話を聞かせてください。

それから、条例制定改廃調書４番目の第 11 条の改正規定について、公布の日は教育委員会開催の本日だと理解するんですけれども、施行期日は令和９年４月１日です。入試があるので、募集の段階で資格が認められていないと出願できないことがあるので、第 11 条は来年度の出願までに対応させたいという趣旨であると理解したらよいですか。実際に入学するのは来年なので、全部令和９年４月１日施行でいいのではないかと思うんですけれども、「公布の日から施行する。ただし、第 11 条の改正規定は、公布の日から施行する。」と書いてある理由を説明してください。

○教育長

入試の事務処理上、どのように取り扱われるかご説明お願いできますでしょうか。

○医療政策課長補佐

こちらにつきましては学校教育法の改正に伴う学則の改正になっておりまして、法律の施行日が令和８年４月１日施行となっておったんですけれども、奈良市におきましては、遅くなってしまい公布日から施行するという形になっております。募集時の判断基準自体に変更はなく、文言のみの変更ですのでこのようにさせていただいております。

○柳澤委員

分かりました。それで受験生に不利益がなければ、問題ないと思います。

○梅田委員

今お話がありましたように、学校教育法の改正は令和８年４月１日から施行という形で動いているので、第 11 条の入学できる者の規定については、この３号に該当する志願者はいなかったのか確認させていただいてよろしいでしょうか。

○医療政策課長補佐

これまでに事例としてはございません。おっしゃっていただいたとおりでございます。

〇梅田委員
ありがとうございます。

〇教育長
他にご質問はございますか。

〇柳澤委員
ポリシーとしては実習科目の充実が１つの看板ではないのですか。実習の時間数が増加しているように見えるのは、実習をより重視し、現場対応で実践的な力をつける意味で、講義に関する科目は変更しないけれども、実習は少し授業時間を増やしてでも、改善しようとされたと理解して良いでしょうか。

〇教育長
看護師として必要な知識技能をどこで、どのように学ぶのかという点での捉え方はどうでしょうか。

〇医療政策課長補佐
今回のカリキュラム改正は単なる時間変更ではなく、現行よりさらに学習の連続性を高めまして学生の臨床判断力や、看護実践力をより早い段階から育成することを、目指しております。３年次に行う実習科目を２年次へ移したり、２年次に行う講義科目を３年次に移して、１年間の時間数を、カリキュラム全体のバランスを考慮して再配置を行ったということでございます。

〇教育長
他はよろしいですか。
先ほど柳澤委員からもご質問がありました、成績評価指標等についてはまた資料等をご準備いただいて共有いただけたらと思いますので、ご了承よろしくお願いいたします。
それではご意見が特にございませんので、議案第 28 号「奈良市立看護専門学校学則の一部改正について」、採決をいたします。
本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。

〇各委員
異議なし。

〇教育長
異議なしと認めます。よって議案第 28 号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

非 公 開 案 件
この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第７項及び奈良市教育委員会会議規則第５条の２の規定により非公開とする。

〇いじめ防止生徒指導課長

その他報告（１）「奈良市立小学校におけるいじめ重大事態の調査開始について 」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。

本件については、報告を受けた。

〇教育長

以上で本日の全ての案件は終了いたしました。特に他にご意見、ご質問はございませんか。それでは、これをもちまして本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。